ソフトウェア使用許諾書

⚠ 重要

お客様へ：本ソフトウェアをご使用になる前に必ずこのソフトウェア使用許諾書をお読みください。

本ソフトウェアについては、「ソフトウェア使用許諾書」（以下、「本許諾書」といいます。）を承諾していただくことがご使用の条件となっています。あらかじめ内容をよくご確認の上、同意していただける場合のみインストールしてご使用ください。

第1条（著作権）

株式会社網屋（以下、「当社」といいます。）および／あるいはその許諾者が著作権を有する本ソフトウェアに関し、当社はお客様へライセンスするために必要な権利を有しています。お客様による本ソフトウェアの使用に関して、お客様には本許諾書で許諾される以外は何らの権利も発生せず、本ソフトウェアに関する全ての権利は当社および／あるいはその許諾者に帰属します。

第2条（使用許諾）

1.お客様は、本許諾書の内容に従うことを条件に、本ソフトウェアを使用することができます。

2.お客様は、次の各号に同意の上本ソフトウェアをご使用ください。

① 本ソフトウェアの使用は、お客様側から別途提供される接続先情報をもとに実施され、追加料金が発生する場合があります。

② 通信に係わる費用は、お客様側でご負担いただきます。

③ お客様が本ソフトウェアを使用される際は、お客様側機器の基本的なデバイス情報が当社の管理サーバに送信されます。

第3条（使用上の制限）

1.お客様は、本ソフトウェアを複製することはできません。

2.お客様は、本ソフトウェアの変更または改造を行うことはできません。

3.お客様は、本ソフトウェアについて、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、解析を行うことはできません。

4.お客様は、本ソフトウェアを、有償・無償を問わず第三者に貸与することはできません。

5.お客様は、本ソフトウェアを使用して通信をする際に第三者からの妨害や盗聴が予想される場合、本ソフトウェアを使用してはいけません。

第4条（保証の範囲）

1.お客様は、本ソフトウェアがいかなる状況においても不具合を生じることなく動作継続できるものではないことをあらかじめご了承ください。お客様の通常の使用におきまして、本ソフトウェアに不具合が生じた場合は、取扱説明書に記載のお問い合わせ先・方法により、お問い合わせください。

2.本ソフトウェアの不具合により通信が遮断され、保存されたデータが変化・消失した場合でも、当社は保証致しません。

3.当社は、お客様が本ソフトウェアを使用することあるいは使用できないことから生じる偶発的あるいは間接的な損害、または受けられるべき救済の損失、逸失利益、その他使用に起因して生じるいかなる損害に対しても責任を負いません。

4.お客様の変更または改造により、本ソフトウェアに何らかの欠陥が生じたとしても、当社は保証致しません。また、変更または改造の結果、万一お客様に損害を生じたとしても、当社は責任を負いません。

第5条（契約の終了）

1.お客様は、いかなる時でも本ソフトウェアを廃棄することによって、この契約を終了させることができます。
2.お客様が本許諾書の内容に違反した場合、当社はこの契約を解除し、お客様における本ソフトウェアの使用を終了させることができます。その場合、お客様は直ちに本ソフトウェアを廃棄しなければなりません。

第6条（その他）

本ソフトウェアを海外に持ち出す場合には、お客様は日本国外国為替及び外国貿易法、米国輸出管理法およびその他の国の法令を遵守しなければなりません。また、本許諾書は、日本法により解釈され、統治されるものとします。

第7条（第三者受益者）

本ソフトウェアには、当社以外の受諾者が権利を有するソフトウェアが含まれています。お客様が本契約に違反した場合、当社に加え、当該許諾者が直接お客様へ損害賠償を請求する権利があります。

以上